
令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修における
e-ラーニング活用等による受講促進等に関する調査研究

子育て支援員研修（地域保育コース 共通科目）

保育者の職業倫理と配慮事項

サンプル版動画の解説及び研修用レジメ

◆ 目次 ◆

■ サンプル版動画の解説.....	i
1. サンプル版動画の概要.....	i
2. サンプル版動画の構成.....	i
3. サンプル版動画の活用方法（集合研修で活用する場合）.....	ii
4. サンプル版動画の活用方法（受講者が個別に活用する場合）.....	vii
■ サンプル版動画 研修用レジメ.....	1
はじめに.....	3
1 保育者の職業倫理.....	4
2 保育者の自己管理.....	16
3 地域等との関係.....	19
4 保育所や様々な保育関係者との関係	
5 行政との関係.....	25

※本冊子は、サンプル版動画を活用して研修を行う際の解説と、研修用レジメの2つの構成で作成されています。

※研修用レジメは受講生への配布資料として活用することができます。

■ サンプル版動画の解説

1. サンプル版動画の概要

質の高い保育を提供するため、必要となる人材確保や従事者の資質向上に向けた研修を行うことを目的として、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業において子育て支援員研修事業が推進されています。研修科目のシラバスが定められ、シラバスにそった研修が多くの自治体で実施されていますが、より受講しやすい環境の整備に向け、本調査研究において、地域保育コースの共通科目「保育者の職業倫理と配慮事項」のサンプル版動画を作成いたしました。本動画では、これまで多数実施されてきた研修の内容をベースとして、わかりやすく解説しております。本レジメとともに動画を視聴することで「保育者の職業倫理と配慮事項」を学ぶことができます。

2. サンプル版動画の構成

サンプル版動画の構成は以下のとおりです。

【地域保育コース＜共通科目＞保育者の職業倫理と配慮事項】

構 成	時間 (約)	内 容	研修用 レジメの 該当ページ	シラバスの 該当箇所
はじめに	2分 20秒	○子育て支援員研修における 本科目の位置づけ ・地域保育コースの共通科目 として受講する科目である ことについて ○本講義の目的と講義の構成 ・5つの目的について ・講義に加え、演習・グルー プワークがあることについ て	p. 3	講義の目的
1. 保育者の職業倫理	18分 40秒	○倫理とは何か？ ・保育者としての職業倫理 「全国保育士会倫理綱領」に ついて	p. 4	1. 保育者の職業倫理
【演習1】	5分 20秒	○保護者への対応のロールプ レイニング (考える時間：2分)	p. 15	
2. 保育者の自己管理	2分 10秒	○保育者自身のメンタルケア の重要性について ○健康的な体と心は、保育の 質の安定・向上に繋がるこ とについて	p. 16	2. 保育者の自己管理 (1) 健康面について (2) 研鑽面について

構 成	時間 (約)	内 容	研修用 レジメの 該当ページ	シラバスの 該当箇所
		○生活習慣を整えることの重要性について		
【演習 2】	5 分 40 秒	○あなたの自己管理方法は？ (考える時間：1 分)	p. 18	
3. 地域等との関係	3 分 30 秒	○地域の協力が必要不可欠なことについて ○地域との日々の関わりの重要性について ○社会資源の把握について	p. 19	3. 地域等との関係
【演習 3】	7 分 10 秒	○保育施設とどのような連携が考えられますか？ (書き出す時間：2 分 周りと共有する時間：3 分)	p. 21	
4. 保育所や様々な 保育関係者との 関係 5. 行政との関係	2 分 50 秒	○地域型保育における保育施設・教育機関との連携の必要性について ○行政と連携しながら「保育を必要とする」子どもの育成を担うことについて	p. 25	4. 保育所や様々な保育関係者との関係 (1) 連携施設との関係 (2) 様々な保育関係者との関係 5. 行政との関係
【演習 4】	36 分	○地域型保育の保育者の役割の検討 ・ KJ 法を応用したグループワーク	p. 27	6. 地域型保育の保育者の役割の検討
講義のまとめ	2 分		-	

3. サンプル版動画の活用方法（集合研修で活用する場合）

（1）研修の実施方法

受講者が研修会場に集合し、会場担当者や講師による進行のもと、動画を投影し、講義を進めます。研修用レジメはあらかじめ配付しておくといよいでしょう。

動画は原則として全編を投影してください。途中、演習の時間が設けられています。各自考えたり、グループワークを行ったりする時間も、映像の中に、残り時間の表示や合図等、時間の管理とともに組み込まれています。

映像で演習の実施方法や進行管理が行われますが、会場担当者や講師は受講者の状況に応じて、演習の支援を行いましょう。

動画は、全編を通して投影するケースと、演習時間を割愛して、会場担当者等による時間調整によって進行するケースが想定されます。予め、どのように研修を進めるかを決めてから実施してください。

動画の再生や演習の支援を行う会場担当者のみでも研修を行うことができますが、講師がいることで、動画の補足や、受講者からの質問への対応など、受講者とのコミュニケーションを図ることができます。

また、動画は、以下、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社の公式ホームページからも視聴が可能です。研修実施後は、適宜復習や自習に役立てるよう、案内してもよいでしょう。

<三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社：公式ホームページ>

ホーム > レポート > レポート・コラム > 政策研究レポート > 公開報告書

https://www.murc.jp/report/rc/policy_research/public_report/

『「令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金」の採択案件の成果報告書の公表について』に、2020年4月以降、公開されます。

【留意事項】

地域保育コースの共通科目「保育者の職業倫理と配慮事項」は、シラバスにおいて90分の講義・演習を行うことが定められています。動画を最初から最後まで投影した場合、約85分かかりますので、90分に満たない時間数については演習の時間調整や視聴後に振り返りの時間を取るなどして、学習の時間が90分となるよう留意してください。

演習は全部で4つ用意されていますが、それぞれについて、十分な時間を取ることができません。演習1～3は短い時間で行う演習です。DVDの流れに沿って行い、考えたり、話しあったりする時間が不足する場合は、受講終了後に受講者が個々に取り組むように促しましょう。

演習4は約36分の時間を取って行うものです。グループ単位での演習であり、すべてのグループが時間内に発表できるようにすることが必要です。特に受講者の人数が多い場合(例：20名以上)は講義開始前にグループ分けやテーブルの配置(島型)をした上で講義を進めることが推奨されます。

<グループ分け> 運営者側があらかじめグループ分けをします。受講者が所属する保育施設や、居住地等が重ならないように、グループ分けをし、当日の受付時に受講者に伝え、グループごとに着席してもらいます

<座席> テーブル2つを向かい合わせにして座る島型、あるいはテーブル3台をT型に座席を用意します。その際、講義内容(映像)が視聴しづらくなならないような配置とすることが必要です。机や椅子が固定されている会場の場合、後ろを向

いてもらうなどして、グループが作れるよう工夫しましょう。

演習の準備作業は受講者に行ってもらいと、共同作業を通じてのアイスブレイクの効果も期待できます。当日の講義スケジュールに応じて、朝からテーブルを島型に配置しておいても良いですし、休憩時間を活用して、テーブル等の移動をしてもらうことも可能です。いずれの場合も、事前のグループ分けが必要です。

(2) 演習の実施方法

【演習 1】保護者への対応のロールプレイング

- ・ 保護者への対応のロールプレイングを見ながら、職業倫理について考える演習です。
- ・ 保育者と保護者との日常の場面の映像が流れます。保護者から、「日々のお礼に」と、商品券を差し出されます。その会話を聞いて、保護者への対応を考えます。
- ・ 動画の中には、映像を見た後、考える時間も組み込まれていますので、映像を止めずに、演習を進めることができます（考える時間は2分で設定されています）。レジメには、記入欄を設けていますので（p15）、保育施設で映像にあるような場面に出会った場合、この保護者にどのように対応するかを書き出してもらいます。書き出したら、周りの人と話し合ってもらってもよいでしょう。

【演習 2】自己管理の方法の紹介

- ・ 自己管理の方法について考えてもらう演習です。
- ・ リラックス方法、ストレス発散法、やってみたい事などを1つ考え、書き出してもらいます。レジメには記入欄が設けられています（p18）。
- ・ 解説の後、考える時間は1分で設定されています。書き出しながら、周囲の人と意見交換してもらいます。

【演習 3】身近な子ども関係の地域資源を書き出す

- ・ 受講者が住んでいる地域を思い浮かべ、保育に関係がある場所や人、サービスなどの例が記載されている見本を参考に、各自思いつくものを書き出し、周囲で共有してもらう演習です。

-
- ・レジメには見本と同じフォームの記入シートを用意しています（p22）。映像では解説後、書き出す時間を2分で設定しています。その後、周りと共有する時間を3分で設定しています。
 - ・周りの人と書き出した内容を共有する中で、参考となる情報があれば、記入シートに書き加えてもらいます。
 - ・多くの受講生にとっては、すべての項目を時間内に書き出すことは難しいと想定されます。このワークは、ここですべてを書き出すことが目的ではなく、普段見過ごしがちな要素に目を向けられるようになることが大切です。したがって、時間が来たら「見つからなかった項目については、研修終了後にぜひいろいろと探してみてください」というように促し、意見交換も行われるようにしてください。
 - ・p23～24に子どもに関する「主な関係機関・施設」の解説がありますので、復習に活用してもらうよう伝えましょう。

【演習4】地域型保育の保育者の役割の検討（KJ法）

- ・地域型保育に従事する保育者とは、どのような役割を果たす専門職なのかについて考える演習です。

①事前準備

- ・受講者のグループ分け（運営者が準備）
- ・模造紙（半分の大きさ）：各グループに1枚
- ・付箋：受講者1人あたり3枚 ※サイズは75mm×25mm
- ・太字のマーカー：各グループに1本

②演習開始時の準備

- ・テーブルの周りに、6人程度のグループを作って座ってもらいます。机の向きを変えるなどして、ワークを行いやすいレイアウトにします。研修の初めからグループごとに机を並べておいてもよいでしょう。その際、映像を見やすい配置になっているか確認しましょう。
- ・各テーブルに、模造紙1枚、太字のマーカー1本、付箋：1人3枚×人数分をセットします。テーブルの真ん中に模造紙を広げ、各自に付箋を3枚配布します。
- ・グループ内で進行係を決めてもらいます。

③演習の進め方

- ・ K J 法を応用して、演習を行います。K J 法は、様々な意見やアイデアを整理し、まとめる手法です。
- ・ 映像は以下の時間配分で組まれています。ワークの時間も映像の中に含まれています。会場担当者や講師は、予め映像を見て、時間配分や進行の確認をしておきましょう。映像の中で、ワークを行う上での準備や、進め方について解説しています。
- ・ 会場担当者や講師は各グループを巡回して作業の進み具合を確認し、付箋の書き出しが上手くできていない人がいたり、グループ分け、名前付け、定義づくりが進んでいないグループがあれば、ヒントを与えるなどして作業が進むように促しましょう。
- ・ 受講者によっては、短時間に3枚書けない場合もあります。その時は後で思いついたら記入することにして、1枚でも2枚でも書けているものを発表して参加するように声かけし、グループ全体の作業を進めるように促します。
- ・ グループにより、進み具合に差が出ます。映像では7) 発表の時間になっていなくても、すでに定義を完成しているグループがある場合は、先に発表してもらうことにより、定義づくりが上手く進んでいないグループへのヒントともなります。
- ・ 発表前や発表後に、会場担当者や講師は定義が「地域型保育の保育者と
は…」から始まっていること、また、文章の最後は「である。」で締めくくられていることを確認します。記入されていない場合は、模造紙に記入してもらうようにします。
- ・ また、発表の時も定義づくりができているグループから順に、発表をしていきます。その時にまだ完成していないグループもあるかもしれませんが、講義時間内に完成するように促します。
- ・ 完成した各グループの定義については、各自レジメに転記し、可能であれば、模造紙を会場内に掲示するなどして、休憩時間等に互いにどのような定義ができたか、鑑賞しあうことにより学びが深まります。

演習の流れ	準備・演習内容等	時間
1) 準備・説明	・ 6人ほどのグループで行います。予めグループ分けをしておきます。 ・ 机を向かい合わせにするなどして、作業をしやすいようにレイアウトします。 ・ 各グループのテーブルに模造紙：1枚、太字マーカー：1本、付箋：人数分を置きます。	6分
2) 準備		2分
3) 付箋記入	「地域型保育の保育者とは、どんな人ですか？」 ・ この質問に対する答えを、付箋3枚に各自、書きます。	3分
4) 付箋を読み上げ、置く	・ 全員が付箋に書き終えたら、1人1枚ずつ、付箋に書いたことを声に出して読み上げます。 ・ 読み上げた付箋は、テーブルの模造紙の上に、どこでもよいので置きます。	3分
6) グループ分け、名前付け、定義づくり	・ 全員が、手持ちの3枚の付箋を置き終わったら、付箋に書かれた言葉をグループに分けます。 ・ 同じ内容、似た内容を集めます。このとき、3つか4つのグループを作ります。 ・ どこにも入らないものがあるときは、グループに入れずに、模造紙の隅の方に置いておきます。 ・ それぞれのグループの周りを、太字マーカーで囲み、それぞれのグループに名前を付けます。 ・ それぞれのグループにつけた名前をすべて取り入れながら、「地域型保育の保育者」の定義を作ります。 ・ グループなりの定義を、模造紙に書きます。	15分
7) 発表	・ 他のグループとも模造紙を見せ合いながら、発表します。	7分
合計		36分

4. サンプル版動画の活用方法（受講者が個別に活用する場合）

自然災害による交通障害や病気等の様々な理由により、集合研修に参加できなかった受講者等が個別に学習するためにサンプル版動画を活用することができます。その場合は、視聴して終わりにするのではなく、受講した内容についてレポートを提出するなどの学習効果を確認することが必要になります。

また、演習に関しては、他の参加者と意見交換することはできませんが、それぞれの課題について考えをまとめる時間に使います。グループ作業となる演習4は時間を長く取っていますので、その時間を短縮または割愛し演習3の時間を長めに取って、調べたり記入したりすることもできます。また、1. 保育者の職業倫理で学んだ「全国保育士会倫理綱領」についてレポートをまとめる時間として、使ってもよいでしょう。



子育て支援員研修（地域保育コース 共通科目）

保育者の職業倫理と配慮事項

■ サンプル版動画 研修用レジメ ■



保育者の職業倫理と配慮事項

担当講師：BOON子ども教育心理研究所
神田奈保子

◆ 目次 ◆

はじめに.....	3
1 保育者の職業倫理.....	4
2 保育者の自己管理.....	16
3 地域等との関係.....	19
4 保育所や様々な保育関係者との関係	
5 行政との関係.....	25

はじめに

子育て支援員研修の基本研修を終えた人は、地域保育コースの専門研修を受講することになります。「保育者の職業倫理と配慮事項」は、地域保育コースの共通科目に位置づけられている科目です。

この講義では、質問を投げかけたり、考えてもらう場面を用意しています。視聴しながら、ポイントをテキストに書き入れてください。

目的

- 1 保育者としての職業倫理について理解する
【演習1】保護者への対応のロールプレイング
- 2 保育者の自己管理について理解する
【演習2】あなたの自己管理方法は？
- 3 地域住民との関係づくりについて理解する
(家庭的保育における家庭的保育者の家族との関係にも留意する)
【演習3】地域との関係性
- 4 保育所や様々な保育関係者、行政との関係づくりについて理解する
- 5 児童虐待が疑われた場合の保育者としての対応について理解する
6. まとめ
【演習4】地域型保育の保育者としての役割の検討



この講義の目的は、上記のとおりです。講義の合間に3つの演習を設けています。演習を通じて、講義の理解を深めていきます。講義の最後に設けている演習4は、地域型保育を取り上げ、グループワークを通して「地域型保育の保育者としての役割」について考えます。

1 保育者の職業倫理

(1) 倫理とは何か？

1 保育者の職業倫理

(1) 倫理とは何か？

- ① 団体の中で守るべき秩序、決まり事
- ② ルールや約束事のように自分の外にあるものではなく、内側から大切にすること



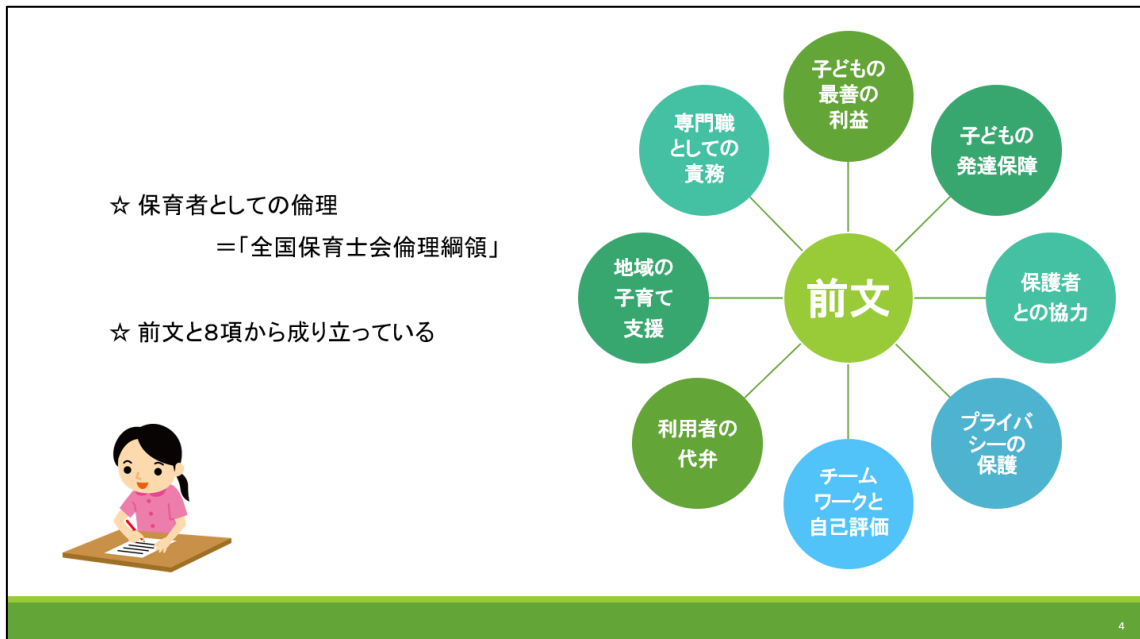
保育者は、保育の専門職者です。保育施設は、子どもの命を預かり子どもの可能性を最大限伸ばす役割が求められます。

職業倫理には、専門職者が大切にしている価値（それぞれの専門職なりの信念、目標、願い）を具体化していくために必要となる考え方や行動の規範がまとめられています。

倫理とは、誰かに言われ守るのではなく、自ら理解し進んで尊重していくものです。倫理の倫は「人の守るべき筋道」、倫理の理は「物事の筋道・道理」を意味しています。倫理とは、誰かに言われ守るのではなく、自ら理解し進んで尊重していくものです。

法律と倫理の共通点は、どちらも物事を判断する上での基準を示している点や、目指すべきものなどが書かれている点です。

法律と倫理の大きな違いは、「強制力」があるかどうかにあります。強制力が強いのは法律であり、倫理は「自分から守ろう」という自律性が求められます。



保育職の職業倫理は、「全国保育士会倫理綱領」に定められています。「全国保育士会倫理綱領」は、2003年（平成15年）に全国保育士会と全国保育協議会が協力して作成しました。

倫理綱領は、上の図のように前文を中心に8つの項目で構成されています。この8つの項目のポイントは、「保育者一人一人の行動規範や、社会に果たすべき役割」にあります。

以降、倫理綱領の内容について、倫理綱領の原文を紹介しながら、解説していきます。

【前文】

すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。私たちは、子どもが現在（いま）を幸せに生活し、未来（あす）を生きる力を育てる保育の仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、次のことを行います。

私たちは、子どもの育ちを支えます。
私たちは、保護者の子育てを支えます。
私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくります。



☆「どのような視点」で保育を行うかという、保育者の基本姿勢が書かれている

豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに～（養護）＋ その可能性を最大限に広げようと働きかける（教育）

→ 『根底に「子どもの権利」と「子どもの最善の利益」がある』

☆ 3つの宣言とは…

第1、子どもの育ちを中心に考えること

第2、その子どもの幸せのために保護者及び家庭支援を行うこと

第3、その家庭をとりまく社会への働きかけ

『支える役割』

まず、倫理綱領の前文を読むことで、全体像を把握することができます。

「すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。私たちは、子どもが現在（いま）を幸せに生活し、未来（あす）を生きる力を育てる保育の仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、次のことを行います。」までの文章は、「保育の基本姿勢」について書かれています。

特に重要な箇所の1つめは、「豊かな愛情のなかで 心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性」というところです。これは、養護と教育の説明に繋がる記載です。

2つめは、「一人ひとりの子どもを心から尊重」というところです。これは、子どもの人権について書かれています。

その後の3つの宣言は、「保育者と保育施設の役割」について書かれています。保育者と保育施設は、子どもを守ることを中心に、保護者・地域と連携しつつ、支えていく役割が求められています。

次に、この前文を中心とする、8つの項目それぞれについて順番にみていきます。

【子どもの最善の利益】

1. 私たちは、一人ひとりの**子どもの最善の利益を第一に考え**、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。

☆ 児童福祉は、「子どもの最善の利益を第一に考える」という考えがどんな時も中心となる

☆ 子どもを一人の人間として尊重し、子どもの立場で考え、子どもが主体的・意欲的に活動する

☆ 虐待が疑われるときは、速やかに（ ）を行う義務が保育施設や保育者にはある



7

※括弧内に何が入るか考えてみましょう。答えはp28にあります。

項目1は、子どもの最善の利益についてです。

「私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。」とありますが、重要な箇所は、「子どもの最善の利益を第一に考える」というところです。

保育施設は、児童福祉の場です。そのため、どのような時も「子どもにとって何が一番か / 利益になるか」を考えることが求められます。

決して大人の事情のみで、子どもの環境を整えるということがあってはいけません。子どもは、小さな大人でも、何もできない存在でもありません。

子どもは、一人の人間であり、常に成長発達をしているかけがえのない存在です。そのことを大切にし、子どもが主体的に意欲的に活動できるように、配慮していく事が求められます。

また、子どもの人権が侵害され、虐待が疑われる場合は、速やかに「通告」を行うことが保育施設や保育者には求められます。

通告は、「児童虐待の防止等に関する法律」の中でも、保育施設や保育者に求められている事項です。現場で必ず行わなくてはならないもの、「義務」として考えてください。

【子どもの発達保障】

2. 私たちは、**養護と教育が一体となった保育**を通して、
一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、
生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。

☆ 保育は、常に「()」と「()」を一体として行う

養護： 子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わり

教育： 子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助



Question (レベルアップ☆)
次の場面の養護と教育を考えてください
場面： 食事（離乳食）



9

※括弧内に何が入るか考えてみましょう。答えはp28にあります。

項目の2つ目は、子どもの発達保障についてです。

「私たちは、養護と教育が一体となった保育を通して、一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。」とあり、保育は、常に「養護」と「教育」を一緒に考える事が重要です。

「子どもの発達保障」の原文の二行目「一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、」の文章は、養護の内容について書かれています。三行目の「生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。」の文章は、教育の内容について書かれています。

では、養護とは何でしょうか。教育とは何でしょうか

養護の中心になるのは、大人です。そして養護のキーワードは、子どもの体と心です。簡単にまとめると、養護は、「大人が子どもの体と心を守るために、補ったり代わりにやること。」と言えます。

教育の中心になるのは、子どもです。そして教育のキーワードは、興味・関心・意欲です。簡単にまとめると、教育は、「子どもが自分で、興味・関心・意欲を持てるようになるための発達援助」と言えます。教育は、何かを教えるのではなく、子どもが自分で、様々なものに関心を持てるようになるのが目的です。

養護と教育は、特別なものではなく日々の保育の中で、同時に意識し行っていくものです。例えば、おむつ替えを挙げてみましょう。この時の養護は、「おむつを替える事やおしりを拭く事など」が挙げられます。そのままにしておくと、

不衛生や不快は解消されません。赤ちゃんが自分で行うのは難しいので、大人が代わりに行います。そして教育は、「きもちいいね、すっきりしたね、たくさんでたね」などの言葉がけが挙げられます。これらの言葉は、子どものやる気や感覚と気持ちの一致などを促します。

養護と教育を同時に行う事は、丁寧な保育といえます。丁寧な保育を行うことで、子どもの発達が保障されると考えてください。

養護と教育について、以下にレベルアップのための設問を用意しています。自分で答えを考えてみましょう。

～ Question(レベルアップ★)～

Q:「食事(離乳食)」の場面での養護と教育について考えてみましょう

食事(離乳食)の場面で、保育者が行う「養護」と「教育」の具体的な行為を書き出し、その行為の意味(なぜ必要か、どのようなことにつながるか等)を、例を参考に考えてみましょう。

講義内容も参照して、理解を深めて下さい。

【養護】「大人が子どもの体と心を守るために、補うことや代わりにやること」

例) 口に運ぶ、アレルギー管理、食事の形状(離乳食の段階)、口に入る量に盛り付け等

【教育】「子どもが自分で、興味・関心・意欲を持てるようになるための発達援助」

例) 「噛み噛み ごっくん」(咀嚼の方法に繋がる言葉がけ)

「たくさん食べたね」「おいしいね」(やる気・意欲を刺激する言葉がけ)等

養護と教育は、常に意識し同時に行う事が重要になります。

保育を振り返る時は、ぜひ“養護と教育”の視点を組み込みながら考えてみて下さい。

【保護者との協力】

3. 私たちは、子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、**保護者とより良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。**

- ☆ 受容共感の態度 ☆ 信頼関係の形成が重要 ☆ 話し合い、適切に対応するなど → 『相互理解』
- ☆ 保護者自身が“子どもの最善の利益”を考えられるように支援することが重要

【プライバシーの保護】

4. 私たちは、一人ひとりのプライバシーを保護するため、**保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります。**

- ☆ 厚生労働省令第61号「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(2014年) の第20条の(秘密保持等)においても守秘義務が規定されている
- ☆ 「保育所保育指針」第一章「保育所の社会的責任」においても記載
- ☆ 虐待の疑いがある場合は、守秘義務違反にはあたらない



8

3 つ目の項目は、保護者との協力についてです。

「私たちは、子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者とより良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。」とありますが、保護者はお客様でしょうか。

特に重要な箇所は、「保護者とより良い協力関係」というところです。保護者にとっては、保育者は「パートナー」であることが重要です。決して保護者は、お客様ではありません。

保育所保育指針にも同じような記載が見られます。保育者は、保護者と協力しながら子どもの成長を支えていく事が求められます。そのためには、保護者との相互理解を目標とし、受容共感の態度、信頼関係の形成、話し合いなど、適切な対応が必要です。

4 つ目の項目は、プライバシーの保護で、「私たちは、一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります。」とあります。

保育者は、業務内容として個人情報に接する機会が多くあります。守秘義務や個人情報保護の義務がある事を自覚して、保育を展開していく事が求められます。プライバシーの保護については、児童福祉法をはじめ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第61号)に規定され、保育所保育指針にも明示されています。プライバシーの取り扱いについて、虐待の疑いがあるときは、守秘義務違反にはなりません。先ほど勉強した「子どもの最善の利益」が尊重されます。

【チームワークと自己評価】

5. 私たちは、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にします。
また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図ります。



☆ 保育の現場はチームワークが要 → 『連携・共通認識が必要不可欠』

☆ 地域・仲間と「支え・（ ）」関係が重要

☆ 「PDCA」の過程で課題を明らかにする <P:計画、D:実践、C:評価、A:改善（特にC・Aが重要）>

【利用者の代弁】

6. 私たちは、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けとめ、子どもの立場に立ってそれを代弁します。
また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割と考え、行動します。



☆ 代弁には客観性が重要 <NG例：本当は〇〇って言いたいんだと思います（本人が言ってはいけない）>

☆ 『代弁』＝ 長期を視野に入れ、保護者や子どもの声を、地域や行政に伝えていく事（報告も含め）や紹介していく事

12

※括弧内に何が入るか考えてみましょう。答えはp28にあります。

5つ目の項目は、チームワークと自己評価です。

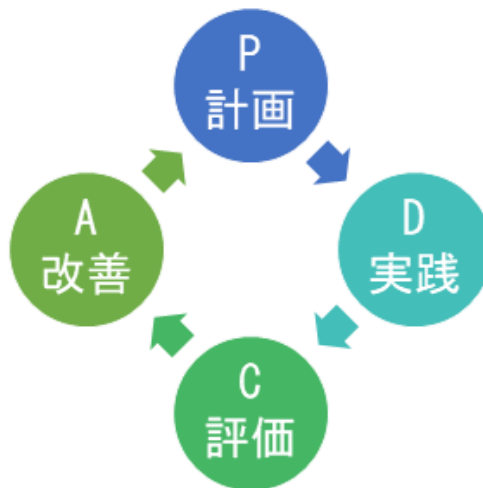
「私たちは、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にします。また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図ります。」とありますが、この項目には、2つの内容が書かれています。

はじめの一文は、チームワークについて書かれています。保育の現場は、チームワークが要ともいわれています。そのためには、保育士も子育て支援員も、常勤職員も非常勤職員も職員全体で「みんなで子どもを育てる」意識を持つことが重要です。

保育施設での共通認識は、保育目標・対応の統一や理解、子どもの配慮事項・様子の共有、丁寧な引継ぎなどが具体的な例として挙げられます。共通認識を持つことで、1人1人の子どもの成長をより助長しやすい体制が整います。また、子どもの状況や発達に応じて、自治体の保育担当部局や専門機関との連携を行うことも重要です。保育の現場では、抱え込まず皆で「支え・支えられる」関係を作ることで、適切な支援を行うことができます。

その次の一文は、自己評価についてです。自己評価で重要なのは、「子どもの視点」で振り返る事です。1つ1つの計画や対応が、「子どもにとってどうだったか」「難しかったか」「発達に合っていたか」など、保育者の視点ではなく子どもの視点で活動を振り返ることが質の向上に繋がります。PDCAは、計画を立てて、実践し、どうだったか評価し、次の目標の整理につなげていく手法です。

～ PDCAについて～



計画（PLAN）は、日頃の子どもの様子をよく観察し「目標」を絞り立てていきます。計画は、保育者の理想を挙げるのではなく、目の前の子どもを見て、発達に合わせて計画する事が重要です。

実践（DO）は、できるだけ“ありのままの子どもの姿”を捉える姿勢が必要になります。実践する時は、「子どもの行動・発言など」をありのままメモして下さい。

評価（CHECK）は、自分視点で振り返るだけでなく、“子どもの視点”に立って振り返ることが重要になります。子どもが活動を通し「何を感じたか」客観的に振り返ってみましょう。

改善（ACTION）は、“保育をより良くするためのポイント”になります。「改善がない保育」はありません。今回よりも次回を更に充実した活動になるように、PDCを見直して考えてみて下さい。

PDCAは、繋がっています。どの過程も重要になります。

特に保育現場では、CとAが省略されてしまう事もありますので気を付けて下さい。

また、PDCAは一人で行う場合と、保育施設全体で行う場合などが想定できます。

6つ目の項目は、利用者の代弁です。

「私たちは、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けとめ、子どもの立場に立ってそれを代弁します。また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割と考え、行動します。」とあり、保育者には、「子どもと保護者」の両者の代弁が求められます。

例えば、公園で A ちゃんは友達が遊んでいる様子を見ていました。これを保護者に伝える時に「今日は夢公園へ行きました。A ちゃんは、お友達の輪に入りたそうにしていました。」と伝えたとします。一見問題なく見えますが、この文章は客観性が抜けています。どこが直せるでしょうか。

答えは、「入りたそうに」という所です。A ちゃんは、友達が遊んでいるのを見ていたとしても、入りたいのか分かりません。ただ眺めていた先にお友達がいただけかもしれません。何をやっているのか興味を持っただけかもしれません。代弁を行うときは、「相手の代わりに言う」という意識が重要になります。勝手な解釈を加えてはいけません。「事実や見てわかること」を伝えるスキルが求められます。

自分の考えや考察を伝える時には、事実を基にして、丁寧に伝えていく必要があります。言葉選びのスキルも求められるため、難しい一面もあります。

子どもは、言葉が未発達なため、行動、遊び方など言葉以外を用いて自分の気持ちや考えを表現することが多くあります。年齢が低いほどその傾向が見られます。代弁は、日頃の子どもの様子を見ているからこそ行える保育技術の1つです。子ども同士のやり取りでも代弁をすることで支援になります。

また子どもだけでなく、保護者の声も受け止め、保育現場での共通理解や自治体に伝えていく事も求められます。

【地域の子育て支援】

7. 私たちは、**地域の人々や関係機関とともに**子育てを支援し、そのネットワークにより、**地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。**

☆ 子どもは、地域の中で育つ存在 ＝ 日頃から互いに「顔が見える関係」を築くことが重要

☆ 地域の子どもや子育て家庭の支援を充実させるためには、「自分たちのところに来ている子どもや保護者は、地域の子ども・保護者のほんの一握りに過ぎない」という意識を持つことが重要

☆ 「社会全体で子どもを支える」ことを目指すためには、保護者・保育関係者・地域が連携して実施していくことが必要（ネットワークの活用）



【専門職としての責務】

8. 私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの**人間性と専門性**の向上に努め、専門職としての責務を果たします。

7つ目の項目は、地域の子育て支援です。

「私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。」とあり、保育者には、保育施設に通ってくる子どもの保育や、保護者への子育て支援の役割とともに、地域の親子への子育て支援の役割があります。

保育者が子どもや保護者と関わる時間は、長期的に見ると「ほんの一瞬」にすぎません。子どもを長く支えることが出来るのは、子どもが育つ社会＝『地域』と考えてみてください。子どもは、地域の中で育つ存在と考えると、地域に子どもを知ってもらう事や、社会全体で子どもを支える事が重要になります。

最後の8つ目の項目は、専門職としての責務です。

「私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。」とあり、専門職の責務として、質の高い保育を目指すことは、子どもの最善の利益に繋がるため重要になります。

そのためには、保育者にはその人となりを示す「人間性」とともに、知識などの「専門性」の両者が求められます。一人として同じ子どもも保護者も存在しません。そのため保育者は、常に人間性と専門性の向上を目指していく事が重要です。

【演習1】 保護者への対応のロールプレイング

これから流れる事例映像を見て考えてみましょう



11

ここまでの学びも踏まえて演習を行います。ある保育施設での一場面が映像で流れます。あなたならその時、どのように対応するか、以下の記入欄に書き出してみましょう。

記入が終わったら、周りの人と話し合ってみましょう。

■ 記入欄 ■

2 保育者の自己管理

2 保育者の自己管理

☆ 保育者自身のメンタルケアは重要

- ▶ 自己犠牲は、支援ではない
- ▶ 支援者は、支え・支えられる関係（自立）を目指すことが必要不可欠である

☆ 健康的な体と心は、保育の質の安定・向上に繋がる

- ▶ 研修などでスキルアップし、オフの時間で自分のメンタル面を回復させる

☆ 生活習慣を整えることが重要

- ▶ 食事、睡眠、運動（余暇）などのバランスを整える事は、ストレスマネジメントに繋がる
- ▶ 自分自身を管理する事が仕事の充実にも繋がる



「2 保育者の自己管理」では、保育者の自己管理について理解を深めていきます。

保育の現場は、子どもの笑顔や、保護者と喜びを分かち合える瞬間が多く、魅力にあふれていますが、求められるものも多いため負担も多くあるのが現実です。

皆さんは、現場にとって必要な一人の存在です。人を支える職種の方は、思いやりに溢れている方も多いかと思いますが、自己犠牲は支援ではありません。現場で無理をすることは、避けてください。「体が限界」「気持ちが滅入っている」など違和感がある時は、自分自身からのサインです。現場は、「誰かがいなくては回らない関係」を目指すより、「みんなで支え・支えられる関係」を目指すことが重要です。

ここでいう自立とは、「なんでも自分でやること」ではなく、「出来る事と出来ない事を理解し、ヘルプが出せる事」だと考えてみてください。抱え込みすぎず、得意なことは積極的に支え、辛い時や苦手なことは支えられる…そんな関係を大切にしてください。

また、現場で質の高い保育を提供するためには、保育者自身が体も心も健康であることが重要です。生活習慣を整えることは、体と心を安定させる第一歩です。きちんとした食生活でなければ、エネルギー不足になったり、体を壊しやすくなったりと色々なトラブルが出てきます。

睡眠は、脳を休める時間であり、記憶や感情を整理する重要な時間です。睡眠不足になると、生活にも支障が出てきます。運動など余暇の時間も、心のリフレッシュに繋がる重要な時間です。

【演習2】 あなたの自己管理方法は？

Question

皆さんのリラックス法 / ストレス発散法 / やってみたいことを1つ紹介してください
紹介する際、何が魅力かも話してください



- ☆ 自分の心が満たされる経験は、心身の癒しや意欲を生み出す
- ☆ OFF と ON の時間を分けることは、生活の区切りを付ける事になる
→ ストレスマネジメントにおいては重要になる

13

ここで演習2を行います。皆さんのリラックス方法やストレス発散法、やってみたいことを紹介してもらいます。

まず、紹介したい事を1つだけ考えてください。

例えば、「頑張ったときに、好きなチョコを食べる」というようなすぐできるような小さなことでも、「世界一周旅行がしたい」など夢を語っていただいてもかまいません。考え込みすぎず「直感」で考えて、以下の記入欄に書き出してください。

記入が終わったら、周りの人と話し合ってみましょう。

■ 記入欄 ■

幸せな事を思い浮かべるだけでも、人は笑顔になります。日常でも「自分が好きな事」「やりたい事」などを大切にしてみてもいいのではないでしょうか。元気な状態で現場に出ていくことも支援です。

3 地域等との関係

3 地域等との関係

☆ 地域の協力が必要不可欠

- ▶ 子どもたちのことが最優先であっても地域の協力がないと成り立たない
- ▶ 専門職 + 地域 = チーム を作る
- ▶ 地域全体で子どもを育てる意識を大切に、積極的に専門家同士で繋がっていくことが重要

☆ 日々の関わりが重要

- ▶ 行事への参加など、(地域住民に) 子どもを身近に感じてもらえるように



「3 地域等との関係」では、地域との関係について理解を深めます。

保育者は、「地域の保育の担い手」であり、特に地域型保育は、地域の中で保育を行っていくため、地域の理解と協力が必要不可欠になります。一生懸命、保育を展開していても、地域の理解なしに進めてしまうと、トラブルになることも多く考えられます。専門職や地域とチームを作る意識で関係を作っていくことが重要になります。日々の情報共有や、行事への参加など、理解を深めてもらえるよう心掛けながら、関わっていく必要があります。これらの努力は、現場のためだけでなく、巡りめぐって子どもに返ってきます。子どもの最善の利益のためにも、地域との関係はキーワードになります。

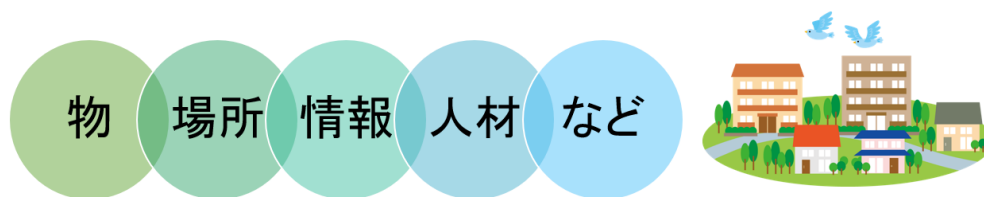
また、地域型保育事業には「地域の子育てを支える」重要な役割があるため、皆さんの活躍が地域の子育て支援に貢献していると言えます。

家庭的保育事業では、自分の居宅などを利用し活動することも考えられるため、家族との関係について留意することも重要です。「家族の理解なしには運営することは難しい。」と言われるため、家族の同意や協力範囲などを確認してから始めることをおすすめします。子どもがいる場合や高齢の家族がいる場合にも、注意が必要です。保育者の都合で、家族が犠牲になることは、問題の1つでもありますので気を付けてください。

☆ 保育者が社会資源を把握しておくことで、保育の質の向上や保護者への情報提供ができる

☆ 様々な種類の社会資源がある

- ▶ 日頃から、「保育に活用できそうな社会資源」を把握しておくことが重要
- ▶ 公園や児童館等の身近にある場所・施設から、法律や制度・児童相談所・福祉事務所・保健所・児童委員だけでなく、地域住民、友人・知人等と 幅広い社会資源がある



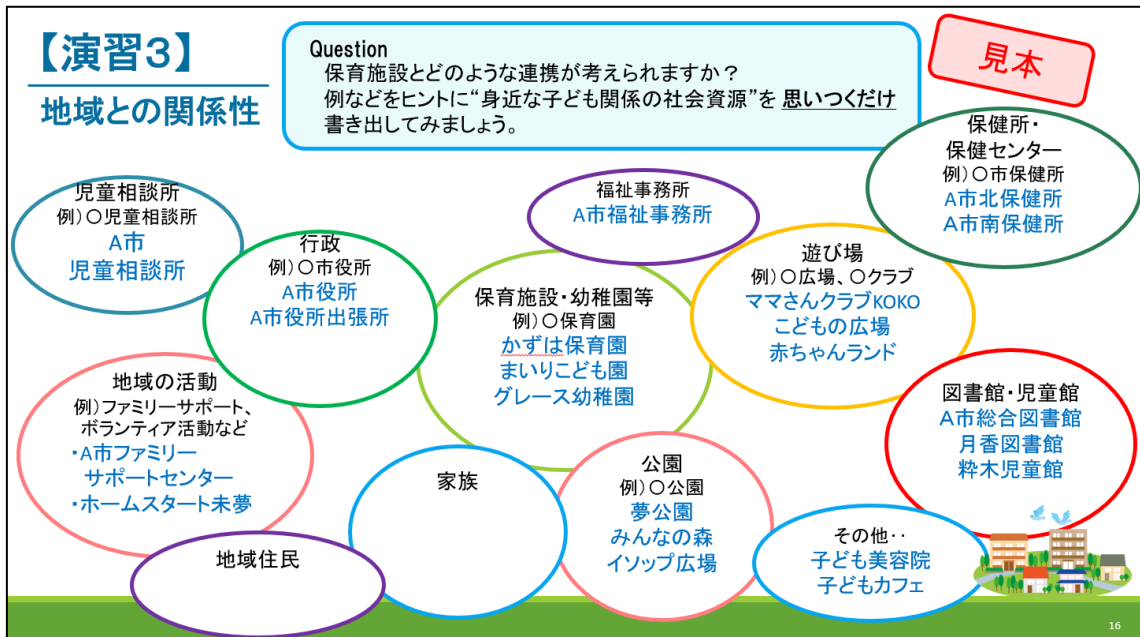
保育を行っていく上で、皆さんの助けになり、活用できるものは多くあります。

身近なもので例を挙げると、公園や児童館、家族、ファミリー・サポート・センターなどがあります。

専門性が高いもので例を挙げると、保健所、児童家庭支援センター、保育所、保健師、心理士、栄養士などがあります。

社会にあるこのような「皆さんの助けとなり、活用できる様々なもの」を社会資源と言います。保育に活用できる社会資源を日頃から把握し、活用することで、保育の質の向上と、保護者への情報提供にも繋がります。

社会資源は、法律、機関、施設、物、場所、情報、人材、支援サービスなどがあり、多種多様です。まずは、保育者が自分の地域にある社会資源について理解し、保護者を地域に繋いでいくことを目指しましょう。



ここで演習3に取り組みます。実際に皆さんの周りにある「身近な子ども関係の社会資源」を書き出します。

皆さんの住んでいる地域を思い浮かべてください。保育に関係がある場所や人、サービスなど見本を参考に、思いっくものを書き出してください。

ちなみに上記の見本は、子育て支援員Aさんの社会資源をもとに作成したものです。例えば、「保育施設・幼稚園等」には、具体的な園名が入っています。「地域活動」には、ファミリー・サポート・センターなど地域で展開されているボランティアが入っています。その他も、より具体的に団体・機関名などが記入してあります。

家族も社会資源であるように、皆さんのような子育て支援員や保育士、行政の担当者など人も資源です。

次ページに記入用のシートがありますので、Aさんの見本をヒントにして皆さんも記入してみましょう。

記入が進んだら、切りの良いところで、周りの人と書いたものを共有しましょう。もし、他の人の意見で自分にとって参考になるものがあれば、書き加えるなどしてみましょう。

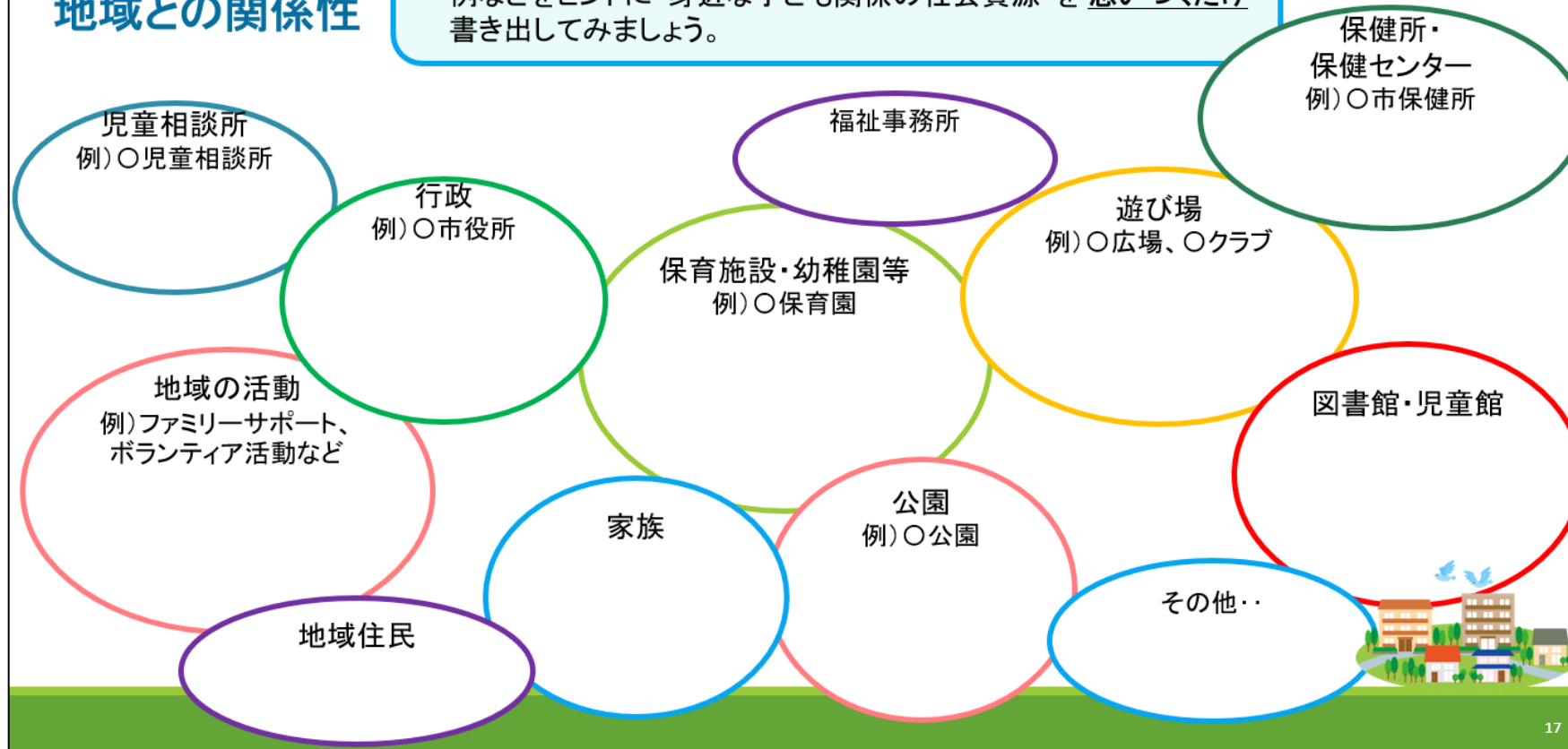
【演習3】

地域との関係性

Question

保育施設とどのような連携が考えられますか？

例などをヒントに“身近な子ども関係の社会資源”を 思いっただけ 書き出してみましょう。



17

社会資源について、今まで意識したことがある人や、今回初めて考えた人など様々だと思います。まず、今のよう
考えてみたり、わからないときは調べることが重要です。時間があるときに追記してみてください。

以下に、子どもに関係する主な関係機関・施設を解説しています。身近な地域にどのような機関・施設があるかを確認してみましょう。

■ 子どもに関係する主な関係機関・施設 ■

関係機関・施設	子どもと家庭に関する主な業務内容及び専門職員
児童相談所 (児童福祉法)	子どもに関する家庭などからの相談のうち、専門的な知識や技術を必要とする相談に応じ、調査及び判定を行い、子どもや保護者に必要な指導を行う。児童福祉司、児童心理司などの専門職員がいる。(都道府県・政令指定都市:義務設置)
福祉事務所 (社会福祉法)	子どもや妊産婦の福祉に関する実情把握とともに必要な情報を提供し、また、相談に応じ、調査及び指導などを行う。社会福祉主事、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司などの専門職員がいる。母子自立支援員が駐在している所もある。(都道府県・市・特別区:義務設置)上記の業務は町村にも課せられている。なお、子どもとその家庭の福祉に関する相談機能を充実させるために家庭児童相談室を設置している福祉事務所では、社会福祉主事のほかに家庭相談員がいる
保健所 (地域保健法)	子どもの保健について衛生知識の普及を図り、健康診断・診査及び必要に応じて保健指導を行うとともに、身体に障がいのある子どもや療養を必要とする子どもに療育指導を行う。また、児童福祉施設の衛生面などに対して助言を与える。医師、保健師、衛生検査技師、臨床検査技師などの専門職員がいる。
保健センター (地域保健法)	子ども及び妊産婦の健康相談や保健指導、健康診査などを行う。医師、保健師、看護師、歯科衛生士などの専門職員がいる。
児童委員・主任児童委員 (児童福祉法)	民生委員(厚生労働大臣から委嘱)を兼ねる民間のボランティアで、市区町村の区域に配置されている。児童委員は、担当区域の子どもと妊産婦の生活や環境状況の把握、保護、援助、指導とともに、児童福祉司及び社会福祉主事の行う職務に協力する。主任児童委員は、児童福祉関係機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動を援助し協力する。
保育所 (児童福祉法)	保育を必要として、日々保護者のもとから通ってくる乳幼児を保育する。保育士、看護師などの専門職員がいる。
認定こども園 (認定こども園法)	乳幼児を対象として、幼稚園及び保育所の機能、子育て支援の機能を併せ持ち、①幼保連携型、②幼稚園型、③保育所型、④地方裁量型の4種類の形態がある。①には保育教諭、②③④には保育士、教諭などの専門職員がいる。

関係機関・施設	子どもと家庭に関する主な業務内容及び専門職員
児童館 (児童福祉法)	子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目指して、子どもに健全な遊びを与える。遊びを指導する者がいる。
地域子育て支援拠点 (児童福祉法)	地域の乳幼児及び保護者が交流できる場を提供し、子育てについての相談、情報提供、助言などの援助を行う。
ファミリー・サポート・センター (児童福祉法)	地域住民が育児を相互に支えあうためのシステムで、支援を必要とする会員と支援したい会員に対してファミリー・サポート・センターに配置されるアドバイザーがコーディネートして、子育て支援を行う。
児童発達支援センター (児童福祉法)	①福祉型、②医療型の2種類の形態があり、障がいや発達上で支援を必要とする子どもを保護者のもとから通わせて、訓練、指導とともに②においては治療も行う。医師、看護師、児童指導員、保育士、①には機能訓練担当職員、②には理学療法士、作業療法士などの専門職員がいる。
児童家庭支援センター (児童福祉法)	地域の子どもの福祉に関するさまざまな問題について、子どもや家庭、地域住民などからの相談のうち、専門的な知識や技術を必要とする相談に応じ、助言するとともに、保護を要する子どもやその保護者に対して指導を行う。また、児童相談所、児童福祉施設などとの連絡調整を総合的にを行い、地域の子どもと家庭の福祉の向上を図る。相談・支援を担当する職員、心理療法などを担当する職員などがある。
乳児院 (児童福祉法)	乳児(保健上、安定した環境の確保その他の理由によりとくに必要のある場合には、幼児を含む)を入院させて養育するとともに、退院した者に対して相談・援助を行う。医師、看護師、保育士、児童指導員、家庭支援専門相談員などの専門職員がいる。
児童養護施設 (児童福祉法)	保護者のない児童(乳児を除くが、安定した生活環境の確保その他の理由によりとくに必要のある場合には、乳児を含む)、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて養護するとともに、退所した者に対して相談及び自立のための援助を行う。保育士、児童相談員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員などの専門職員がいる。
幼稚園 (学校教育法)	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する。専門職員として教諭がいる。
教育委員会 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律)	子どもの就学や入学、転学、退学に関することをはじめとして、地域の実情に応じた学校教育や社会教育、スポーツの振興、文化の発展を図る。教育長、委員、事務局には指導主事などが置かれている。

(出典) 上村康子「第11章 保育者の職業倫理と配慮事項」『地域型保育の基本と実践 子育て支援員研修〈地域保育コース〉テキスト』家庭的保育研究会編 福村出版

2018年5月15日発行 を一部改編

4 保育所や様々な保育関係者との関係

5 行政との関係

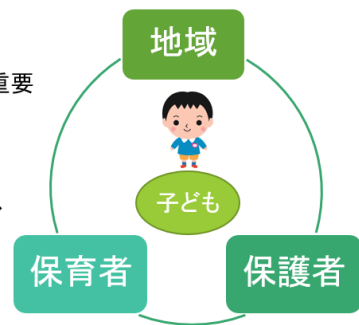
4 保育所や様々な保育関係者との関係 5 行政との関係

☆ 地域型保育は、保育施設・教育機関との連携が必要

- ▶ 3歳児以降の保育の移行先の確保
※ ここが大きな問題点と言われる地域も多いので、早め早めの連携が必要
- ▶ 行政との情報共有や地域型保育の理解が重要
→ 相互援助の関係を深めることが目標の1つ
- ▶ 自分たちの出来る事と出来ない事を知っていること（自己理解）が重要

☆ 地域型保育は、「保育を必要とする」子どもの育成を担っている

- ▶ 保護者だけでなく自治体とも連携し、“子どもの最善の利益”を考え、
護る事が必要不可欠
- ▶ 保護者が子どもの育成の第一義的責任を持ち、
国や地方自治体と共に地域で支えていく事が重要



18

ここでは、保育所や様々な保育関係者との関係、行政との関係について理解を深めていきます。

地域にはさまざまな保育施設があると思います。同じ地域で暮らす子どもの成長や子育て家庭を支援する立場の保育施設が連携することは大切なことです。特に地域型保育事業は、3歳になった年度末に多くの子ども達が保育所や幼稚園への移行が必要になります。そのため、保育施設には3歳児以降の保育の移行先の確保が求められます。日頃から、他の保育施設や教育機関と関わる場を作るなどの工夫をして、関係を作ることが重要です。子ども達の交流を通して、育つものも多くあります。子ども達だけでなく、保育者にとっても連携施設を作ること、メリットが生まれます。

地域型保育事業は、「きめ細かい保育」や「アットホームな環境」など少人数ならではの魅力がありますが、大きな保育施設や教育機関に比べて情報や考え方が広がりにくい傾向があります。保育関係の連携施設を作ることにより、情報交換や相談ができる環境が整うため、保育の見直しや質の向上に繋がります。また、顔を知っている関係は、行政との関係においても重要なキーワードになります。

保育施設は、子どもの成長発達を守る重要な場所です。保育施設に求められる役割も多くありますが、子どもを護るためには、保護者・地域・行政と協力しながら支えていく事が求められます。

児童福祉法や児童憲章の中にも書かれているように、子どもの育成の責任は保護者にあります。しかし、保護者だけで子育てするのではなく、国や地方自治体とともに、地域・保育者・保護者の三者で子どもの最善の利益を考えていくことが求められます。子どもの可能性を様々な面から見ていくためにも、連携は重要になります。ぜひ、積極的に連携を取ってみてください。

【演習4】 地域型保育の保育者としての役割の検討

Question

KJ法を応用したグループワークに取り組みましょう
映像の指示と、会場の担当者の指示に従ってください



19

最後に演習4として、この講義で学んできたことを活かして、グループワークに取り組んでいただきます。

これから流れる映像の指示、そして会場の担当者の指示に従って、皆さんで協力して進めてください。

グループで作成した定義を書き写しておきましょう

地域型保育の保育者とは、

である。

■参考文献■

- ▶ 保育所保育指針（平成 29 年告示） 2017 年 厚生労働省
- ▶ 保育所保育指針解説 2018 年 厚生労働省
- ▶ 全国保育士会倫理綱領 2003 年 全国保育士会
- ▶ 地域型保育の基本と実践 子育て支援員研修 〈地域保育コース〉 テキスト 2018 年 家庭的保育研究会編 福村出版
- ▶ 子育て支援員 研修テキスト 第 2 版 2019 年 一般社団法人教育支援人材認証協会 中央法規
- ▶ 「全国保育士会倫理綱領」学習シート～倫理綱領をより理解するために～
全国保育士会 制度・保育内容研究部
<https://www.z-hoikushikai.com/about/siryobox/document/sheet.pdf>

■スライドの回答■

< p 7 >

虐待が疑われるときは、速やかに（ **通告** ）を行う義務が保育施設や保育者にはある

< p 8 >

保育は、常に 「 **養護** 」 と 「 **教育** 」 を一体として行う

< p 11 >

☆ 地域・仲間と 「 **支え** ・ **支えられる** 」 関係が重要

■教材の検討・作成体制■

厚生労働省 令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金

「子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修における

e-ラーニング活用等による受講促進等に関する調査研究」

■子育て支援員研修に関するワーキンググループ (敬称略・50音順)

氏 名	所属(令和2年3月現在)
上村 康子	大阪教育福祉専門学校 非常勤講師
◎尾木 まり	子どもの領域研究所 所長
神田 奈保子	BOON 子ども教育心理研究所 所長 帝京科学大学 教育人間学部 幼児保育学科 非常勤講師
坂田 哲人	大妻女子大学 家政学部 児童学科 児童学専攻 専任講師

◎:座長

■検討委員会 (敬称略・50音順)

氏 名	所属(令和2年3月現在)
大場 慶育	松戸市 子ども部 子育て支援課 課長補佐
尾木 まり	子どもの領域研究所 所長
坂田 哲人	大妻女子大学 家政学部 児童学科 児童学専攻 専任講師
高橋 かすみ	神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 次世代育成課 子育て支援人材グループ
高橋 秀明	放送大学 准教授
◎松村 祥子	放送大学 名誉教授

◎:座長

■オブザーバー

厚生労働省 子ども家庭局 子育て支援課 施設調整等業務室

■映像制作

株式会社ネットラーニング

■事務局

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社



令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修における e-ラーニング
活用等による受講促進等に関する調査研究

子育て支援員研修（地域保育コース 共通科目）
保育者の職業倫理と配慮事項
サンプル版動画 研修用レジメ

令和2年3月

事務局：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
住所：〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2
電話：03-6733-1024